

# 半田市中国残留邦人等支援・相談員設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定に基づき実施する支援給付事務及び同法第15条の規定に基づき実施する配偶者支援金の支給事務に際し、中国残留邦人等の置かれている特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に理解が深く、中国語又はロシア語による会話が可能な半田市中国残留邦人等支援・相談員（以下「支援・相談員」という。）を設置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより、中国残留邦人等が安心して生活を送ることができるように支援することを目的とする。

## (業務)

第2条 支援・相談員は、支援給付又は配偶者支援金の受給者（以下単に「受給者」という。）の支援のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 受給者の生活状況の把握のための家庭訪問を行うこと。
- (2) 窓口において、支援給付及び配偶者支援金の支給に係る申請書の受付及び申請相談を職員と連携して行うこと。
- (3) 支援給付及び配偶者支援金の支給要件の審査等に際して、職員の指示により必要事項の聞き取りを行うこと。
- (4) 中国残留邦人等の日常生活に関する相談に応じること。
- (5) その他中国残留邦人等の支援に関し必要な事項

## (委嘱)

第3条 支援・相談員は、次の各号のいずれにも該当する者で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号の規定のいずれにも該当しないもののうちから市長が委嘱する。ただし、半田市において支援の対象となる者が、すべて日本語会話に支障がない場合は、第2号の要件を備えることを要しない。

- (1) 中国残留邦人等に深い関心を持ち、言葉の問題、生活習慣の違い及び中国若しくはロシア在住時又は帰国後の苦労を十分に理解していること。
- (2) 中国語又はロシア語と日本語との通訳の能力を有すると認められること。

## (委嘱期間)

第4条 支援・相談員の委嘱期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 年度の途中において委嘱された支援・相談員の委嘱期間は、当該年度の3月31日までとする。

## (免職)

第5条 市長は、支援・相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解く。

- (1) 自己の都合により離職を申し出た場合
- (2) 支援・相談員として、ふさわしくない非行があったと認める場合

(3) その他市において、支援・相談員を設置する必要がなくなった場合  
(勤務日等)

第6条 支援・相談員の勤務日は、市長があらかじめ指定する日とし、勤務時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までのうち、実際に支援に要する時間とする。

(服務等)

第7条 支援・相談員の服務については、地方公務員法第32条から第34条までの規定を準用する。

2 支援・相談員は、業務の遂行に当たり公平かつ適正にその業務を行わなければならない。

3 支援・相談員は、相談の内容が異例又は重要と認められるときは、直ちに半田市社会福祉事務所に報告し、その指示を受けなければならない。

(謝礼)

第8条 市長は、支援・相談員に対し、第2条に規定する業務の対価として謝礼を支給する。

2 謝礼は、次に掲げる表に定める額に、月内に勤務した日数を乗じて算出し、月を単位として支給する。

謝礼（1日の業務時間が3時間以上の場合）	謝礼（1日の業務時間が3時間に満たない場合）
9,360円	4,680円

(業務内容の報告)

第9条 支援・相談員は、毎月1回支援・相談員業務実施報告書（第1号様式）に活動した内容等を記入し、翌月の10日までにこれを半田市社会福祉事務所に提出するものとする。

(支援・相談員証の交付等)

第10条 市長は、支援・相談員に対し、支援・相談員証（第2号様式）を交付するとともに、支援・相談員証交付簿（第3号様式）に必要事項を記載するものとする。

2 支援・相談員は、業務に従事するに当たり、支援・相談員証を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(支援・相談員証の再交付)

第11条 支援・相談員は、支援・相談員証を紛失し、又はき損したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、再交付を行うものとする。

3 支援・相談員は、前項に定める再交付を受けた後、紛失した証票を発見したときは、速やかに、市長に提出するものとする。

(支援・相談員証の返還)

第12条 支援・相談員は、第5条の規定によりその職を解かれた場合は、速やかに市長に支援・相談員証を返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式(第9条関係)

半田市社会福祉事務所長 殿

所長	課長	副主幹	主査	担当	支援・相談員

支援・相談員業務実施報告書

年 月分

支援・相談員氏名

活動日	支援給付受給の有無	対象世帯主名	活動状況		活動結果	訪問等	
			区分	具体的内容		活動場所	手段
	有・無			①支援給付に係る申請書の受付及び相談 ②支援給付要件の審査に係る聞き取り ③日常生活に係る相談 ④その他		①所内 ②家庭 ③関係機関 ( ) ④その他 ( )	公用車
	有・無			①支援給付に係る申請書の受付及び相談 ②支援給付要件の審査に係る聞き取り ③日常生活に係る相談 ④その他		①所内 ②家庭 ③関係機関 ( ) ④その他 ( )	公用車
	有・無			①支援給付に係る申請書の受付及び相談 ②支援給付要件の審査に係る聞き取り ③日常生活に係る相談 ④その他		①所内 ②家庭 ③関係機関 ( ) ④その他 ( )	公用車



